

平成21年第8回足寄町議会臨時会議事録(第1号)

平成21年11月24日(火曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝 道 君	2番 榊 原 深 雪 君
3番 島 田 政 典 君	4番 井 脇 昌 美 君
5番 木 村 明 雄 君	6番 川 上 初 太 郎 君
7番 熊 澤 芳 潔 君	8番 高 橋 幸 雄 君
9番 矢 野 利 恵 子 君	10番 谷 口 二 郎 君
11番 後 藤 次 雄 君	12番 大 久 保 優 君
13番 高 道 洋 子 君	14番 菊 地 一 将 君
15番 吉 田 敏 男 君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	安久津 勝 彦 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	田 中 幸 壽 君
総 務 課 長	大 塚 博 正 君
福 祉 課 長	堀 井 昭 治 君
経 済 課 長	鈴 木 泉 君
建 設 課 長	南 岡 雄 二 君
建 設 課 参 事	松 永 恒 君
国民健康保険病院事務長	高 田 安 春 君

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	根 本 昌 弘 君
事 務 局 次 長	西 東 文 雄 君
総 務 担 当 主 査	山 田 弘 幸 君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 3 >
- 日程第 3 行政報告(町長)< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 4 議案第113号 足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例< P 4 ~ P 11 >
- 日程第 5 議案第114号 平成21年度足寄町一般会計補正予算(第11号)< P 11 ~ P 14 >

- 日程第 6 議案第 1 1 5 号 平成 2 1 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
< P 1 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 7 議案第 1 1 6 号 平成 2 1 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第
1 号) < P 1 5 ~ P 1 7 >
- 日程第 8 議案第 1 1 7 号 平成 2 1 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整
理事業特別会計補正予算 (第 6 号) < P 1 7 ~ P 1 9 >
- 日程第 9 議案第 1 1 8 号 平成 2 1 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算
(第 2 号) < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 日程第 1 0 議案第 1 1 9 号 平成 2 1 年度足寄町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) <
P 2 1 ~ P 2 2 >
- 日程第 1 1 議案第 1 2 0 号 平成 2 1 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第 2 号) < P 2 2 ~ P 2 5 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成21年第8回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

町長あいさつ

議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から招集のごあいさつがございます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第8回足寄町議会臨時会招集に際してのごあいさつを一言申し上げます。

本臨時会に提案を申し上げます案件でございますけれども、この後、議長のお許しをいただいた後に行政報告、区画整理事業に関する行政報告を1件。

それから、条例の一部を改正する条例改正の件が1件、これは職員の給与に関する条例の一部改正ということでございます。

次に、補正予算につきまして各会計の補正予算、これも中心的には給与の減額に伴う補正予算ということになりますけれども、この補正予算の案件が7件ということになってございますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、招集に際してのごあいさつにかえさせていただきます。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、5番木村明雄君、6番川上初

太郎君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 本日開催されました第8回臨時議会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日限りでございます。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、議案第113号から議案第120号までを即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お許しをいただきましたので、土地区画整理事業にかかわる訴訟等の現状について行政報告を申し上げます。

平成21年11月18日に執行された建物

収去土地明渡請求事件にかかわる強制執行の概要について御報告を申し上げます。

平成21年10月15日、物件番号2プレハブ車庫の強制執行を行った以降、釧路地方裁判所帯広支部執行官と原告側代理人弁護士において協議を持った結果、11月4日付で、残りの物件番号1車庫及び物件番号3温室について、執行官から債務者に対する催告と対象物件に公示書が掲示され、11月17日までに建物を収去すべきとされました。

しかし、期日までに執行されなかったため、同月18日午前10時から、執行官の命による強制執行に着手しました。

当日の強制執行内容は、建物収去物件着手に支障となる動産の搬出及び移転作業で、執行官の指示に従い、町職員により午前10時50分から午後3時30分まで実施いたしました。

また、11月19日にはバリケード等の設置を行っております。

今後の強制執行については、12月20日までに当該物件の建物収去を行う予定で、11月24日から本格的な収去工事を実施することとなっております。

また、執行官による現地確認等は週1回程度で、問題点等が発生した場合には、臨時的な立会をすることとなっております。

土地明け渡し時期については、当該2棟の物件の収去完了後、現地において、執行官から代理人弁護士に対し、執行調書により土地の明け渡しがされることとなっております。

なお、強制執行期間が12月20日までと長期間となりましたことから、執行官の現地確認に伴う費用に不足が生ずる見込みであるため、補正予算を本臨時会に提案しておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、平成21年9月29日釧路地方裁判所において示された仮換地指定処分等取消請求事件の判決に関し、10月9日付にて原告側から代理人弁護士を通じて控訴状が提出された件につきましては、第3回定例会で行政

報告させていただきましたが、本日現在、控訴状及び控訴理由書がまだ送達されていない状況であります。

最後に、今般の強制執行隣接地北側の民地についてですが、あしよろ銀河ホール21駐車場の機能充実に目的に、現在、土地の購入に向けて検討を行っているところであります。

以上、3点について行政報告をさせていただきましたので、引き続いての御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

諸報告

議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

町長から提出の議案中、一部に誤りがあり差しかえたいとの趣旨、文書をもって議長あてに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう差しかえることを御了承いただきます。

議案第113号

議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第113号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第113号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

御説明の前に、議案の差しかえをお願いしてございます。大変御迷惑をおかけいたしました。差しかえのほどよろしくをお願いいたします。

給与改正条例の本条例の改正でございますけれども、平成21年度の国家公務員の人事院勧告に準拠し給料及び手当の一部改正、月

60時間を超える時間外勤務手当の支給割合の引き上げと代休制度の新設など、改正をお願いするものでございます。

改定等につきましては、平均で給料マイナス0.2%、期末勤勉手当は、6月の特別分を含めまして0.35ヵ月分の引き下げとなっております。

改正条文につきまして御説明申し上げます。

足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

この改正内容でございますけれども、12月支給の期末手当の支給割合の改正でありまして、職員は100分の160から100分の150に、再任用職員の支給割合を100分の85から100分の80に改正する内容でございます。

次に、第18条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に改める。

この内容につきましては、勤勉手当の支給割合の改正でありまして、100分の75から100分の70に改正するものでございます。

次に、別表第1を次のように改める。

別表第1～別紙

別表第2中イ及びウを次のように改める。

別表第2イ、ウ～別紙ということになってございますが、3ページから6ページに改正後の行政職給料表、医療職給料表(二)(三)を添付してございます。

次に、第2条 足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条に次の3項を加える。

次に、この3項でございますが、第4項、第5項、第6項という3項を新たに加えてい

くものでございます。

条文、詳細読み上げませんが、内容のみについて説明をさせていただきますが、1ヵ月60時間を超えた時間外に対して、支給割合の増と代休制度の新設、再任用短時間勤務職員の適用について定めているものでございまして、第4項の内容でございますけれども、1ヵ月60時間を超えた時間外に対して、1時間当たりの給与額に100分の150を乗じた額を支給するものでございます。深夜勤務におきましては100分の175となっております。

次に、第5項の内容でございますが、1ヵ月60時間を超えた時間外勤務に対して代休時間に指定した場合は、時間外数を計算いたしまして相当分の時間外を支給しない規定となっております。

次に、ページの右側の方に行きますが、第6項でございますけれども、再任用の短時間勤務職員が60時間を超えて時間外を行った場合の、代休取得の減ずる割合を100分の100とするというものでございます。

続きまして、4行目からでございますが、第17条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改めるというものでございますが、この内容につきましては、職員の6月支給の期末手当支給割合を100分の140から100分の125に、再任用職員の6月支給期末手当の割合を100分の75から100分の65にしまして、12月の割合を100分の80から100分の85に改めるというものでございます。

第18条第2項第2号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40を削る」。

この内容につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給割合の改正でございまして、この改正条文によりまして、6月、12月、と

もに100分の35の支給割合となるものでございます。

次に、第3条 足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

第8条の3といたしまして、時間外勤務代休時間の規定を加えるものでございます。これも条文読み上げ省略させていただきますが、内容につきましては、1ヵ月に60時間を超える時間外に対して代休指定することができる規定でございます。

第2項は、代休指定された代休時間は勤務を要しないこととするものでございます。

次に、第10条第1項中「(休日)」を「(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

この内容でございますが、これまでは代休につきましては、休日の勤務に対して代休制度というのがございましたけれども、60時間以上の時間外に対しても代休制度が新たにできたということで、この字句等を追加をするものでございます。

次に、第4条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の表給与条例第12条第3項の項の次に次のように加える。

この表の追加でございますが、育児短時間勤務職員等についての職員の給与に関する条例の特例として読みかえる規定でございますが、時間外勤務について60時間以上を超える時間外の条項、条文等の読みかえの文言を追加するという内容になってございます。

次、2ページをお願いいたします。第18条の表給与条例第12条第3項の項の次に次のように加える。

これも表の中身の追加でございますけれども、第18条につきましては、任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例として読みかえる規定として、時間外勤務についての追加条文となってございま

す。現在、任期付短時間勤務職員については適用してございませんので、本町には該当ございませんが、一応規定として設けておくというものでございます。

次に、第5条 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額に」を「給料月額(足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行の日において、同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」に、「なる職員」を「なるもの」に改めるというものでございますが、要約いたしますと、平成19年、給料表の切りかえを行ってございますが、その際、減給補償されていた職員に対しまして、今般新たな給料表で改正になりますが、減給補償の部分については改正がございませんので、この減給補償を受けている職員に対しては0.24%削減するという規定でございます。

附則でございますが、第1項は施行期日でありまして、この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

給与改定等につきましては12月1日から施行し、勤務時間外の60時間を超える部分等々のもの、それと6月の期末手当のものらにつきましてはの第2条、第3条、第4条関係につきましては、平成22年度からの適用という内容の区分けとなっております。

第2項は、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置でございますが、要約して説明させていただきますが、12月の期末手当において医療職給料表(一)と、このページの右側の表にございます給料表、職務の級、号給以外の職員などにつきましては減額改定対象職員と言っておりますけれども、これらの職員の4月1日の給料、管理職

手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当等の月額合計に100分の0.24を乗じまして、4月から11月までの8ヵ月分を調整額として手当から差し引き、減額支給するというものの改正となっております。

さらに、右側の表の下、括弧でくくってまず第2号でありますけれども、平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に、同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額でございますが、これは6月に既にもう手当支給されてございますけれども、これにつきましても100分の0.24を減じるということで、先ほどの1号の調整額とこの2号の6月の手当分、合わせて調整額として12月の期末手当から調整額として差し引くというものでございます。

第3項は、規則への委任でございますが、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとさせていただきます。

この条例改正によります影響額、全会計で3,178万6,000円程度と見込んでございます。

以上で、議案第113号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、7ページから12ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願いたいと思います。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この条例改正は、人事院の勧告に従って要するに年間のボーナスを削減するというものですね。

人事院では、ほかに持ち家手当、自宅にかかわる住居手当についても廃止するようにならなっていて、これで見たら、国家公務員は廃

止になっているようなんですけれども、足寄町では全くそれについて勘案されていない、これはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

職員の持ち家手当に関しましては、この間の議会でも何回か御質問をいただき、答弁をしているところでございますけれども、基本的には、給与等につきましては国家公務員に準じてやっているわけでありまして、とりわけ国家公務員と違うという部分が持ち家手当ということでございます。

この持ち家手当は、これまでの議会でも答弁させていただいており、いわゆる職員住宅の整備の関係等々を含めて、これはこの間、政策的な判断のもと持ち家手当を創設をし、持ち家のこれを奨励をしていこうというようなことで、この間ずっとやってきているところでございます。

以前にもお答えしているとおり、これ未来永劫に続けていくのかということであれば、当然それは別な形ということも頭の中にあることも事実でありますけれども、今回の人事院勧告に合わせて、直ちにこの持ち家手当を廃止をする考えはございませんので、御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 確かに既得権は尊重しなければならないという一般の常識がありますから、直ちに廃止ということにはならないと私も思いますけれども、ただ、やはり余りにも違うところから、たとえ月に1,000円でも2,000円でも、国家公務員のように2,500円いきなり廃止ではなくて、本当に1万8,500円のうちの1,000円でも1,500円でもいいかもしれないけれども、ちょっとずつ人事院の勧告に従ったやり方に近づけていく、そういう努力が必

要ではないかなと考えるわけですが、それについては本当にどのように考えているのかをお尋ねします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） これまでもお答えしているとおり、それは当然改正ということも視野に入れながら、検討はしていきたいというふうには思っておりますけれども、ただ、やはりこの持ち家手当のところだけスポットを当てますとね、確かに違います。

ですから、これもこれまでの議会でもお答えしているとおり、仮にこれは持ち家手当でなくて、職員が皆さんが仮に民間の借家に入った場合については、これは借家手当というものが出るわけでありまして。これを換算した場合は、それは支出割合は、一方的に手当で支出ということになります。

これは持ち家手当を奨励しようというのは、やっぱり住宅を建てていただければ、当然固定資産税ということで返ってきたり、あるいは退職後の足寄町への継続した居住ということもこれは大いに期待ができるということもあります。

ですから、これは当然改正をするときには、そういったトータル的に町全体の経済も含めて、もっと言えば、過去には職員住宅の整備もしてきたという経過もありますけれども、これもこれはもう一定の整備、これ以上はしないということも含めて、そういう判断のもとこういう手当の創設もされてきたということでございますから、今後またそういったこととの兼ね合いも含めて検討をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） それから、人事院勧告に従って1ヵ月60時間を超えたら残業手当ですよ、支給割合というか、それをふやすということなんですけれども、事足寄町に関しては、たとえ60時間過ぎててもそんな

に残業手当を上げなくてもいいんじゃないかなと。もともとが高くて時給が2,000円、3,000円の世界だから、それ以上上げるといことはいかなものかなと。

ほかの本当に最高残業手当が100万前後ぐらいのそういう自治体だったら、こういうことも、まあ多く働いた場合に残業手当の支給割合を上げるということも考えられるかもしれないけれども、事足寄町に関しては、それは通用させなくてもいいのではないかと、それについてはどのように考えているのか、お尋ねします。

そして、あわせて、ことしも残業手当、平成21年度では一番多くもらっている人が348万円、ことしももう年末近くなっていますけれども、最高にももらっている人はどれぐらいになっているものなのか、ちゃんと町では把握してこの支給割合増ということを出してきたのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

ぜひとも整理といいますか、御理解いただきたいのは、この改正というのは、労働基準法なり、あるいは国家公務員なり、ともかく法律が制定をされたことを受けて改正をしていくということでございますから、足寄町の職員だけがこの割り増し率を支給しないということにはならないという、これは使用者責任としてそうはならないということ、ですからこれは法律に基づいてということですから、ぜひともそこら辺の整理をまずお願いをしたいということでございます。

なお、参考までに、この時間外手当の割り増し率というのは何かというと、これは言うまでもなくて、仕事については所定の勤務時間内に終わらせるというのがこれは原則であります。そこで終わらない場合については、時間外勤務を命じて時間外をさせることができると、させた場合については割り増しを払いなさい。

この割り増しの率が年々、年々といいますが、改正がされて上がってきているというのは、これは時間外については、できるだけ法では認められているけれどもさせるなど、ある意味時間外勤務の命令をした場合については、使用者側にペナルティとしてそれだけの割り増し率を払いなさいというのがこの法律の趣旨であります。

そういう中で、議員仰せの我が町におけるその時間外の状況を見ますと、これは私自身も決していい状況ではないというふうに思っております。

ただ、それには、この間何回も説明しているとおり、とりわけいろんなその年度年度のいろんな特殊事情、いろんな大きなイベントがあったとか、そういうことがあって時間外勤務を命じてきているということでございますから、これもぜひ御理解を賜りたいな。

単純に1人何百万、これこれだけの時間外手当を払ってるのであれば、職員1人雇用できるのではないかと、こういう見方もできるわけでありましてけれども、やはり職員を1人抱えるということになれば、これは生涯にわたっての人件費につながるわけでありましてから、そういったことも考慮をしながら、とりわけ職員数も抑制をこの間ずっとしてきているということもあるということも、ぜひ御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 反対討論。

やはりこの給与改正に当たっては、人事院の勧告どおり持ち家手当についてもメスを入れるべきではなかったかなと。持ち家手当について全く考慮されていないこの条例改正に

ついて、反対いたします。

議長（吉田敏男君） 次に、賛成討論ございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私は、今ただいまの人勤の給与費の関係で9番議員申し上げておりました。特にこの関係の住宅手当の関係、これは国家公務員の人勤に基づく遵守を地方公共団体が従来からずっと踏襲した経過ありますけど、この住宅手当だけはちょっと違うんでないかなと。

過般も我々総務委員会で道内調査をいたしましたけど、その一つの調査項目の中に移住の問題、定住の問題、これを4公共団体、2泊3日で調査をしてまいりました。公共団体で一つの政策をしようするときに、一番のやはり難しい問題点は、現在、今までこの町にいた方で頑張っている同業種の方が、新政策を導入しようとして町外から入ってくる場合の政策導入、この比較論が非常に難しいなと。

これは10月上旬の東京段階の研修の中でも、講師の先生からまちづくりということに関して御講演を受けた経過がございましたけども、私は、そういう一つのいろんなことをこのまちづくりの中で考察をしたときに、特に今の9番議員がおっしゃった、私も当然、人勤で持ち家住宅関係、十二分に承知はしておりますけど、やはりもう少し多面的な観点からやっぱり導入すべきでないのかなと。

過般の決算委員会の、まあ決算委員長でしたので質疑する機会はありませんでしたけど、るる委員、あるいは執行機関からの答弁を聞いておって、つくづく感じておったところですが、今回この条例ということを通して人勤遵守と、人事院勧告、国家公務員同様となっておりますけど、国家公務員の持ち家ということと、それじゃあ地方公共団体が、その職員がその町に根づいて退職後もいるというこの定住ということからいきますればね、ちょっと意味合いが違うんでないだろうか、私はやっぱりその辺は一考察が必要

でないかなと。

短絡的にただ人勸を遵守してないと、特に持ち家の今回の条例に限ってはね、首長はやってないじゃないかという、一つ一つの論理的な考え方を私は全く否定するわけではございませんけれども、もう少し違った意味合いの中から、我々もきちっとやっぱり考えるべきでないのかなということ、過般の道内調査も踏まえてね、それから過日の決算委員会の論議も踏まえてずっと考えておったところです。

特に今回、条例改正がその辺にどのように労使交渉がなされて理事者が決断をし、この議会に条例改正案を通じて提案するのかなということをも注目をしておりました。その間、先ほど申し上げましたような1議員としてね、先に見据えての という観点からずっと考えておって、仮にそうだとしたら、違った政策はどういうことにあるのかなと。

人事院勧告どおり持ち家をなくすると、そうなった場合、それじゃあ、したがってどんな単なる、町長は先ほどの言葉の中で、雇用する形の福利厚生の一環としての職員住宅とか云々という投資のこともおっしゃってましたけど、また違った観点からもやっぱり考察する時代に入ったのかなって。

これはどんどんどんどん職員減らして行って、本来のまちづくりそのものの根幹をなすね、一方で行政経費の節減につながるということのオールマイティ的なものの発想でいいのかと、私はこの辺やっぱり熟慮をすべきところではないのかなと。

したがって、先ほど答弁の中に、9番議員から、先に向けて1万1,500円が1,500円でも2,000円でもというお話がございましたけどね、この辺はやっぱり慎重かつ適切に、総合的にやっぱり政策判断を私は必要でないかなと、そういうような気してまいりますね。

したがって、いずれにしても角をためて牛を殺すみたいなことで、ただ論理展開だけで済むんでなくて、そこにやっぱり活性化の問

題もありましようしね、ただ単純に、法規範上の問題は話は別といたしましてね、法律がそのようになってる場合は、それに準拠する地方公共団体における条例改正はこれはあってしかるべきだけど、政策観点というのはまた、だから最近のテレビ報道でもって、民主党の仕分け人のことが結構報道されてますよね。過般の文科省関係の関係団体の女性の理事長さん、立派な理事長さんがある議員さん、名前はちょっと差し控えますけどね、私にもきちっと話言わせてくださいと、一方的に言わないでと言ってましたね。私はやっぱりそういういろんな時代を見て行って、時代の移り変わりを見て行ってそういう思いをいたします。

したがって、今回の条例改正等について、9番議員の一定の見識についても私は全く否定はしませんけども、一方でやっぱりそういう一つ見識も必要であるということも申し上げて、本条例案、現段階、先に向けても一考察も二考察も必要であると、このように申し上げて賛成討論といたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 私ね、職員の方の他町から通勤されている方というのが、余り私もまだ数字的には把握しておりませんが、他町ではあるところでは、やはり町職員の方は、そこに住まいを持っていただくということもきちっとされている町もあるんですよ。

だから、そういうところでそこで根づいていただくという趣旨があるんでしたら、やはりそういうこともきちっとしたことで決めておくというんですか、ことも必要ではないかなと思っております。

そしてある町では、結局家族を置いて単身でその町で町職員として働いている方なんかも、やはり家族で来てないということで、やはり議会でも問題になったという例もあります。

そういうことなんかもありますので、そのところをやっぱりきちっと、町としては目的をどういうふうにするかということを引きちと定めて、町職員の方の意識というのも大切だと思いますので、そういうところも精査してこれから進めていっていただきたいなと思っております。

議長（吉田敏男君）他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）これで、討論を終わります。

これから、議案第113号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君）起立多数です。

したがって、議案第113号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第114号

議長（吉田敏男君）日程第5 議案第114号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君）ただいま議題となりました議案第114号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,128万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億1,613万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。民生費、

老人福祉費、介護サービス事業助成費、繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計におきます人件費削減分854万9,000円を減額いたしました。

衛生費、水道費、繰出金におきまして、簡易水道特別会計における人件費削減分といたしまして4万6,000円を減額計上いたしました。

次に、衛生費、病院費、負担金補助及び交付金におきまして、国民健康保険病院における人件費削減分といたしまして総額で775万円を減額いたしました。

次に、農林水産業費、農業費、畜産草地費、負担金補助及び交付金におきまして、大家畜特別支援資金利子補給費といたしまして9,000円の減額、畜産経営維持緊急支援資金利子補給費といたしまして5万1,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。土木費、都市計画費、土地区画整理費、繰出金におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計におきます人件費削減分といたしまして39万円を減額いたしました。

下水道費、繰出金におきまして、公共下水道事業特別会計繰出金におきまして人件費削減分として45万8,000円を減額いたしました。

次に、まちづくり交付金事業費におきまして、事業費支弁といたしまして給料5,000円、職員手当等17万2,000円、それぞれ減額計上いたしました。共済費におきまして14万4,000円を計上いたしてございます。

土木費、住宅費、住宅建設費におきまして、事業費支弁といたしまして給料で2,000円、職員手当等で13万6,000円をそれぞれ減額いたしました。共済費で7万3,000円を計上いたしました。

職員費、職員給与費におきまして、給料、手当等、共済費など制度改正や異動分の人件費精査といたしまして、総額でございますが4

03万8,000円の減額となっております。

14ページから28ページに給与費明細書等を添付してございますので、御参照願いたいと存じます。

次に、歳入について申し上げます。

6ページにお戻りをいただきたいと思えます。道支出金、道補助金、農林水産業費道補助金、農業道補助金におきまして、大家畜特別支援資金道補助金といたしまして6,000円を減額、畜産経営維持緊急支援資金道補助金といたしまして3万3,000円を計上いたしてございます。

次に、繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして2,131万4,000円を減額し、財源調整を行ってございます。

2ページにお戻りください。第2表債務負担行為補正、追加2件をお願いをしております。

以上で、議案第114号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第11号)の提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第114号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第11号)の件の質疑を行います。

8ページをお開きください。歳出から始めます。款で進めます。第3款民生費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第4款衛生費、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第6款農林水産業費、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第8款土木費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第13款職員費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 以上で、歳出を終わります。

6ページ、歳入に入ります。歳入一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 2ページにお戻りください。第2表債務負担行為補正、追加2件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 職員給与費の住居手当のところ、やはり人事院勧告を全く無視したこのやり方はまずいのではないか。

もしこれ30歳で家を建てた場合、5年間は毎月1万8,500円、その後は毎月1万6,000円を退職するまで、これ合計すると591万円にもなってしまおうと、余りにもやはり一般町民とかけ離れた制度だ。

そのことから、この住居手当、人事院勧告に従わない住居手当のことについて反対いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) 先ほど条例案改正の中で賛成討論の論旨を述べさせていただいたところですが、今回この補正予算について、9番議員が住居手当等に関する意味合いで反対討論をいたしました。

議会の権能として、一定の見識をやっぱり

示した中で一定の結論を出すというのが原則かなと、そういう意味合いでは、私でなくて、副議長さんとか上席の方がやってる議会もありますけど、私の方から、どなたもないんであれば私の方からという思いで、今ちょっと本予算案に対して賛成討論をさせていただきます。

確かに9番議員さん言うように、5カ年で1万6,000円に2,500円オンして5カ年間、それを通常の住居手当1万6,000円ということで、トータルで一定の在職年数を掛ければそういう数字になることは否めない事実ですね。

ただ一方で、やっぱり先ほど申し上げましたように福利厚生観点からいくと、1万6,000円ということはあるわけで、持ち家の分だけでは2,500円の分ですね、5カ年で。でも、その辺やっぱり政策見地で人勧、よくこういうケースありました。

私も35年在職してて、あるときは人勧に遵守だ人勧遵守だというね、今のその前にお二人が座ってる方が労働組合の大幹部のころやってて、自分たちに不利益になったら違うことをおっしゃるケースも間々あったことと思いますよね。

私はね、今現時点でどうなんでしょうか、本当に自分のまちづくりというのは、法律に準拠して条例を改正しなきゃならんような地方公共団体の場合はこれは例外です。全然もう議論の余地全くありません。ただ地方税法の改正に伴う問題とか一連の特別法関係に伴う条例改正、これはもう議論の余地全くないですね。

だけど、これ裁量権のあるもの、つまり自分の町のまちづくりによってどういうポジションをとって、どういうまちづくりをしなきゃならんかということ考えたときに、私はそれは十分裁量権あってしかるべきだと思うんですよ。

ただ、こういうことを言いますよね、町の職員は在職年数掛けたら、9番議員の論法でいくとね、600万もたかって町民の税金

使っていただけるのに民間はという、こういう比較論の話を往々にして出ることありますよ。それはその極論的な議論だと私は思うんだよ、全体的に、極論的議論。

例えば引用すると、他の公共団体の絡みの中で迷惑施設めいたものね、ただそれだけとらえれば確かにそうですね。だけどそれをトータル的に考えたときにどうなんだろうという議論ですね。

先ほど申し上げましたように、私の委員会の皆さん、それから管理職の一部の皆さんも、移住・定住促進の各公共団体の調査をどのようにね、どんどんどんどん人口が減っていくと、紋別だって、4万あった人口が今2万5,000だというんですよ、どんどんどんどん減って行って、いろんなことをやっていかなければ町が生き残りをできないという。

昨晚もそうですね、昨晚のテレビ報道あたりでも、テレビタックルをごらんのかどうかわかりませんが、亀井大臣と出てましてね、ある職業の方も出てらっしゃって、その町の推移、商店街が衰退していく状況ですよ。

だから、そこはやっぱりもうきちっとした、しっかりとしたやっぱり根拠を持ちながら、全体にまた違った一面の中で住民と他の、町の職員でない住民とのかかわり合い、それと町の職員というのも住民の1人であるし、また一方では、足寄町があなた方において雇用をしている雇用主でもあるんですよ。だからいろんな促進の中で、一定のやっぱり考え方をあってしかるべきかなという思いはいたしてます。

ただ、どちらかという、どちらかという、議会は仮に賛成多数で、仮にどうなるかわかりませんが、仮にそういうことが了とされても、一般の町民のこれだけ経済冷え込んだ思いからいたしますれば、9番議員のおっしゃってることがインパクトあるのかもしらん、そういう意味では。それも一つのポジションを指定した場合はですね。

しかしながら、少なくとも我々公人として今後のまちづくりを考えたときに、やっぱり今回の条例を改正案が解決し、そして今回のそれに基づく補正予算をやっぱり賛成をして可決するという一つのあり方が、公人の1人としての選択肢であるのかなと、こんな思いを申し上げて賛成討論の論旨といたしたいと存じます。

議長（吉田敏男君） 他に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第114号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第114号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第115号

議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第115号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第115号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,895万8,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

34ページお願いいたします。補正内容につきましては、一般会計同様、職員給与と改定及び共済費等にかかわります負担率の改定等によるものでございます。

内訳について申し上げます。総務費、総務管理費、一般管理費、給料、職員給におきまして2,000円の減額、職員手当等におきまして12万6,000円の減額、共済費8万2,000円を計上し、計4万6,000円の減額でございます。

なお、36ページから41ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金にて、歳出における減額分4万6,000円同額を計上してございます。

以上で、議案第115号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

29ページをお開きください。これから、議案第115号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

34ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この簡水の予算の中には、これは持ち家手当をもらっている方はいないということですか。ただこれ条例は適用されるけれども、そういうことでしょうか。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 給与明細書の欄で一般職の総括の中で1名、30万6,000円というものを計上してございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 人数少ない多いとかには関係なく、やはりこの条例が適用されていくというわけですから、やはり持ち家手当については、いきなり全額廃止ということではなく、たとえ月500円でも1,000円でもという形で、徐々に将来的に減らしていくというそういう形をとるべきではないか。そういう理由から、この持ち家手当の分について反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第115号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第115号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第116号

議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第116号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第116号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,859万8,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

48ページをお願いいたします。補正の内容につきましては、一般会計同様、職員給与及び共済組合負担金等を含めまして制度改正によるものでございます。

歳出の内訳は、事業費、給料にて5万3,000円の減額、職員手当等各種手当83万5,000円の減額、共済費におきまして43万1,000円の増、負担金補助及び交付金にて1,000円の減を含めまして45万8,000円の減額でございます。

なお、50ページから55ページに給与費明細書を添付してございますので、御参照を願います。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金にて、歳出における減額分45万8,000円同額を計上してございます。

以上で、議案第116号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

43ページをお開きください。これから、議案第116号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

48ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) また持ち家手当のことですけれども、持ち家手当を出さなければ職員住宅にお金をかけることになるから、結局は同じことになるということでしたけれども、栄町にある職員住宅、あれ4棟入るやつ下2棟、だれも入ってなくてあいていました。そういう状況の中でやはり持ち家手当はまずいのではないか。この人事院勧告を全く無視している持ち家手当支給のことに対して、反対いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) 考え方、見解の相違なんです。当予算案に賛成の論旨を述べるわけですが、論点は9番議員と全く反対の考え方を示唆するわけです。

私は本会議場で一度申し上げたことあったんですけども、若い職員が住宅を建てられて、こんなうれしいことないという話をしたことございますね、質疑の際に。

特に一般論で言わせていただければ、この隣接に御両親がお住まいになってる方、もともと隣接が出身の方、言いかえればね、そうすると土地もあるわけですから何十年もそこにお住まいになって、御両親が健在だろうと健在でないだろうと、それでもうちの町に奉職して足寄町に家を建てると、こんなうれしいことないなという思いなんです。それは先ほど申し上げた定住の問題ですね。

そういうやっぱり観点と今の持ち家の2,500円の5年間、お金にして15万ですか、5年間ですから、その歳出とのいろいろな兼ね合いを考えたら、2,500円の上乗せ分ので計算してるの、私はね。そういうことを考えたとき、果たして単純にそういうこ

といくのかなという思いを常にしているわけですね。

だから、恐らくこの先20年もたたないうちに、足寄町の出身の職員は本当にごく一部になるんでないだろうかなと、10%も残るんだろうかなという思いをしてるんですよ。

過日、今はちょっと私、事情があって喫煙ルームへ出入り禁止になってるんですが、そこで出入りしていた際にいろいろな職員と会話をしたときに、どこの町の出身の職員が多いかなと。

音更が多いのかな、上土幌かな本別かな、いろんな議論をしていることで、持ち家のことを単刀直入にお話した経過はございませんけど、そういうところに思いをいたしたときに、単純に、先ほども条例案改正、あるいは一般会計予算補正の段階でも討論の論旨といたしたところですけど、私はこの辺も、9番議員の言ってることも、私はその人事院勧告というのは、従来、先ほどあなた方、つまり町長、副町長が労働組合の大幹部のとき、自分らにとって都合のいいことは人事院勧告遵守と言うし、違うときはそうでないということをお話し申し上げました。私はそれでいいと思うんですよ、基本的には。

それはなぜかという、地方公共団体に一定の人事院会等、これ地方自治法上の問題ですけど、改定すると準拠するというのが従来の慣例とされてましたよね。今はこの人事院会もどうなるのかちょっとね、総裁、新しい方、官僚の方がお座りになったようですけど、でも、やっぱりまちづくりというのは独自の、独自の。

ある町の町長さんなんか、この間視察に行った先でお聞きしましたらね、たまたまきのうテレビにも出ましたけど、町長が、その村の村長が出、違った番組で犬の番組の中でその村が出たんですよ。村の名前はちょっと申し上げませんが、非常にこの間視察先で聞いて視察に行った副議長さんの話によると、非常にやっぱり異色な村運営をされてるという、この時代ですから。私はそ

れであってしかるべきかなと思ってるんですよ。

したがって、すべてが人事院勧告に見習えということにはならんだろうと。全く事情、私違うと思うんですよ。それを遵守するという一つの目安ということは私も承知してますけども、それはやっぱり違うのかなという思いもしてるんです。

特にこの持ち家に関してはね、全く事情が違うじゃありませんか。一握りの高級官僚でしょう、恐らく、転勤も何もなくて。そういうことを考えてみましたら、やっぱりそういう意味合いではどうかな。

私的財産形成の中で公金、税金を使う、タックスを使ってそれをカバーリングするということのやっぱり問題点を今惹き立ててるのかなという、この時代背景を受けてね。

しかし、やっぱり地域のまちづくりを考えたときに、やはりあってしかるべきことも必要なのかなと、それが政策なのかな、その中で全体住民形成されて、そしたら他の関係のないとこにどういう政策が届く、同じような不公平感のないようなことが届けれるのかなと、そういうとこに帰するのかなという思いをしますね。

したがって、これ以上長く論理展開いたしますと時間の浪費につながりますので、この辺で論旨を閉じたいと思いますが、以上申し上げまして本予算案に賛成の討論をいたすものでございます。

議長（吉田敏男君） 他に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第116号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第116号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第117号

議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第117号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第117号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第6号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,468万7,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

62ページお願いいたします。補正の主な内容としまして、一般会計同様、職員給与並びに共済組合負担金等、制度改正等に伴うものでございまして、事業費、事業費、給料1万5,000円の減額、職員手当等90万円の減額、共済費52万5,000円の増額を含め差し引き額39万円を減額いたしました。

先ほど町長から行政報告いたしました釧路地方裁判所帯広支部執行官の現地調査等にかかわる費用につきまして、既定予算額24万8,000円に対しまして14万4,000円不足分がありましたので、計上をさせていただきました。役務費になります。

歳入について申し上げます。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金にて、職員給与改定等に伴います給与、職員手当等、共済費の減額分39万円相当額を計上

させていただきました。

諸収入につきまして申し上げます。先ほど歳出の欄で御説明させていただきました事業費、役務費14万4,000円を、民事訴訟執行法第42条の規定に基づき執行費用が債務者負担となっていることから、諸収入、雑入、納付金、弁償金にて同額計上いたしております。

以上で、議案第117号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

57ページをお開きください。これから、議案第117号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第6号)の件の質疑を行います。

62ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) ここに執行官の現地確認に伴う費用とありますけれども、これは現地確認する際に弁護士さん来てもらうから、その方に払うお金のことですか。

議長(吉田敏男君) 建設課長、答弁。

建設課長(南岡雄二君) これにつきましては、先ほど町長より行政報告いたしました、11月の18日から12月の20日まで建物の強制執行を行っております。その期間中において執行官、帯広裁判所でございますけれども、その方がお見えになる旅費並びに日当、それから明け渡しの手数料ということで計上をさせていただきました。

議長(吉田敏男君) 9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) これ執行官に対するお金というのは、こちらで払わなければならないものだったんですか。執行官といえば裁判所の職員ですよね、そこからお金が出るのではなくて、足寄町がこれは負担すべきも

のだったんですか。

議長(吉田敏男君) 建設課長、答弁。

建設課長(南岡雄二君) 執行官というのは、裁判所の職員ではございません。裁判所から選任をされた方が執行官となるわけございまして、費用につきましては、執行官の手数料及び費用に関する規則というのがございまして、それにのっとり執行官に支給をしていくと、支払いをしていくということで御理解をお願いいたします。

議長(吉田敏男君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) この裁判所から選任された人に払うお金ですけれども、やはりそんな余分なお金を使ってまで、無理やり足寄町をがらあきの町にしておくことはないな、この執行官に対する手数料について反対いたします。

それと、もちろん先ほどから言っている人事院勧告に従っていない住居手当の支給に対して、この2点について反対します。

議長(吉田敏男君) 他に討論ございませんか。

2番 榊原深雪君。

2番(榊原深雪君) 土地区画整理事業のことに、今、がらあきの町にすることはないというお話もありましたけれども、私は、これは今やらなければならない事業ということで、私たちの町が今できることは何かというと、やはり長年の希望でありましたやはり歩道の拡幅ですね、そういうことや、今までの数十年前からの住民の希望であったことを、今実現させていこうとしているわけ

です。

土地区画整理事業の本来の目的は、まちづくりということですよ。それは町長がいつも掲げている協働のまちづくり、やはり町民の方の協力を得なければできない事業でありますね。

それがやはり自分の思ったようにならないということで、なかなか賛成をしていただけないという方も中にはいらっしゃいますけれども、やはり本来の目的であるまちづくりということで、大きな目線でやはり町民の方も協力していただいて、そしてやはりマイナスの面ばかりを見るのではなくて、やはり親の事業を引き継いでこれからやっていこうという方もたくさんいらっしゃいます。そしてやはり足寄町に夢を持って帰ってくるということも、将来持っている方も多々あるうかと思えます。

その方たちのためにも、今できる事業は何かといたら、やはりこれを今やっておかないとだめだと思っております。だから本来の目的に向かって頑張っていたきたいなど、私は賛成討論いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第117号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第6号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第117号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第118号

議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第118号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長堀井昭治君。

福祉課長（堀井昭治君） ただいま議題となりました議案第118号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ854万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,058万3,000円とするものでございます。

歳出から主な事項について御説明いたします。

76ページをお願いいたします。足寄町職員の給与に関する条例等の一部改正等に伴いまして、総務費、総務管理費、一般管理費におきまして、一般職給料355万9,000円を減額いたしました。

職員手当等におきまして、扶養手当12万4,000円、児童手当8万円を計上いたしました。

期末勤勉手当といたしまして383万9,000円を減額いたしました。

共済費におきまして、共済組合負担金73万8,000円を計上いたしました。

次に、歳入であります。一般会計繰入金854万9,000円を減額いたしました。

以上で、議案第118号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

71ページをお開きください。これから、議案第118号平成21年度足寄町介護サー

ビス事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

76ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） また持ち家手当てすけれども、退職してからその家を売って町外へ出ている人も何人かいる、私が知ってる範囲では5～6人ぐらいなんですけれども、1件2件ぐらいだったら目立たないかもしれないけれども、それぐらい5～6件もあるとなると、退職したらみんな、優遇されていて2軒買えるだけのお金があるから、その1軒売って町外へ出てしまうねというふうにイメージとして町民の間に浸透してしまっている。

やはりそのことから考えても、中には、退職してもここに住みたかったんだけど、介護する人の関係で、ここにいらなくて町外へ出ざるを得なかったという人もいる。

やはり持ち家手当てでお金使うよりも、年を取って介護する人がいなくても安心して足寄町で住めるような、そういう体制をつくることにお金を使っていった方がいいのではないか、そのことから、この持ち家手当てに対して反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私は本補正予算に賛成の論旨をいたすものでございます。

これも9番議員同様、9番議員の一つの論理感覚が誤りだなんていうことを、そういう思い上がったつもり毛頭ございませんが、今

も論旨の中で申し上げた、退職OBの方がこの町を去るということも御指摘ございましたけども、これも事実でございます。

しかしながら、先ほどさきの予算で申し上げましたように、もともと他の町にお住まいになって我が町の役場に奉職された方が、住居を構え住みかを構えていたという職員に、私自身は喜びを感じるというお話を申し上げました。

その後、リタイアするときにそういうケースは、やっぱり人生さまざまケースがありますんでね、しかしながら、その間における何十年というのは、固定資産税もきちっといただいて、一定の住民としての使命を果たしていただいているのではないかなと、このように常日ごろ思っておりますし、また、同様に職員の方もね、今回の商品券等も含めて今回の補正予算、今回の人勤で3,178万6,000円、これだけの減額になってるんです、全体的な収益。

もちろん職員組合の方ばかりでございませぬ、管理職の方もいらっしゃいますけどね、しかし一方で、この町の状況を憂いて一定のやっぱりスタンスをとってるんですね、職員の方も我が町のことを考えて。

やっぱりそういうことを総体的には評価してあげなきゃ、やっぱり一部の状況にポイントを合わせてね、それをやっぱり針小棒大に示唆するというのは、私はいかがなもんだらうか。

言ってる論理感覚は私はわかります。人勤を遵守してないというこの1点だけは。しかし、先ほどから何回も申し上げますように、また次の議案、次の議案、また反対討論すれば賛成討論はやはりやむなきかなと、このように思ってますけどね、しかしながら、やはりそういう視点の見詰め方もあってしかるべきでないかなと、こういう観点を論旨に述べて、賛成討論といたすところでございます。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第118号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第118号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第119号

議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第119号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第119号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年度足寄町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額から391万5,000円を減額し、収益的収入及び支出の額をそれぞれ1億1,100万3,000円とするものでございます。

支出から申し上げます。

90ページをお願いいたします。補正内容につきましては、一般会計同様、職員給与、それから共済費負担率の制度改正等に伴うものでございます。

支出については、水道事業費用、営業費用、総係費、給料から148万1,000円を減額、手当201万8,000円減額、法定福利費13万9,000円の減額、負担金といたしまして27万7,000円の減額、

計391万5,000円の減額でございます。

なお、92ページから96ページにかけて給与明細書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、歳入について申し上げます。

88ページをお願いいたします。収入につきましては、水道事業収益、営業収益、給水収益、水道料金にて、支出における減額分391万5,000円を収入支出同額調整措置を図りました。

以上で、議案第119号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

85ページをお開きください。これから、議案第119号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

88ページから91ページまで、収益的収入及び支出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 85ページにお戻りください。第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） また持ち家手当の

ことについてですけれども、足寄町で個人住民税をかけられている要するに住民税を払うことができる人たち、その半分以上の人が年間200万円以下の所得でやっている。

そんな中でこんな高額な持ち家手当を支給しているということになっていくと、これ今に役場職員だけの町になるねと、こう言っている人もいる。やはり余りにも一般町民とかけ離れたこの制度はよくないのではないかな。

いきなり廃止ではなくて、本当に徐々に廃止するというのを考えていかなければならないのではないかなと。そのことから、この持ち家手当について反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論は。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今、補正予算案第119号が計上されたわけですけど、持ち家手当に反対すると、条例の審議ではございませんけど、9番議員は持ち家手当、条例改正に反対されたから、それにかかわる予算についても反対討論をしてると、こういう趣旨というふうに理解しております。

私もね、9番議員さんのおっしゃってることも一理あると思いますが、しかし、私はやっぱり政策というものは総合的に判断しなきゃならんなど。

今回、民主党政権になっていろいろとマスコミ報道等で見てね、非常に一生懸命頑張ってるなと思う反面、政策的に経済そのものが今どうなっていくのかなという非常に懸念をしながら、デフレを脱却できるのかどうか、問題は円高ですね、そして国際信用力落ちてるといふ、そういうふうに非常に難しいことあるのかなという思いをしております。

特に我が町のこういう一つの政策も、今9番議員のおっしゃった論旨もわからんわけではないけど、一方で、たくさん土地を持って固定資産税をたくさん払っていらっしゃる方いるんだよ。

私なんかきょう、あすですよ、固定資産税の納付日、分割で11月25日、あすなんですよね。わずか8,000円ですけども、分

割ですから、もうそれを皆さん相当払ってる方いらっしゃるのね。あるいはそれで相続するのに非常に納税に困っている方いらっしゃる。

一方で、お金なくて、派遣社員で切られて生活保護受けるという方もいて、人生さまざまですよ。しかし、それを総体的にまちづくりの中で、どこに焦点を合わせながら政策を展開することに、私は難しさあるのかなと。

私は魔女狩りみたいことしたくありません。やっぱりトータル的にね、ただ、知らない方が聞いて一点集中で聞いたら、非常に美辞麗句に聞こえましようけども、しかし、総体的に考えた場合難しい、いろんな難しい問題あるのかなと、こんな思いをしながら35年、議員を経験したわけですが、今現職議員としてね、やっぱりその節目節目で一定の見識をやっぱりきちっとして、自分の利害にとらわれず示すべきが公人としての使命かなと、この思いを込めて今、本予算案に賛成の論旨を述べるところでございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第119号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第119号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第120号

議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第

120号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長高田安春君。

病院事務長(高田安春君) それでは、議案97ページをお願いしたいと思います。議案第120号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について、提案理由を御説明いたします。

収益的収入及び支出からそれぞれ1,269万6,000円を減額し、収益的収入及び支出の額を11億39万1,000円をお願いするものでございます。

次に、第3条関係でございますが、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費中職員給与費から1,269万6,000円を減額し、当該経費の総額を6億7,699万8,000円に変更をお願いするものでございます。

次に、100ページから101ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の内容等について御説明申し上げます。

支出から申し上げます。支出につきましては、人事院勧告によります給与改定経費及び職員の異動等に伴う給与費等といたしまして、給料ほか1,269万6,000円の減額計上をお願いいたしました。

収入につきましては、支出経費に関連した負担区分に基づく一般会計負担金及び外来収益の減額を計上をお願いいたしました。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

97ページをお開きください。これから、議案第120号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

100ページ、収益的収入及び支出一括で

行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 97ページにお戻りください。第3条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、これについて質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 持ち家手当について、仮にこの1万8,500円のうち毎年500円ずつ下げていったとして、1万8,500円を次の年は1万8,000円、次は1万7,500円というふうに毎年500円ずつ下げていったとして、37年間でそれなくなっていくと。

人事院勧告では、すぐに廃止しなさいよということだけれども、足寄町として37年間かけて廃止に向けて努力していこうかなという、そういう姿勢があってもいいのではないか。その姿勢が全く見られないこの持ち家手当に対して、反対いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論ございますか。

8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) 9番議員の論点をしているところを含めて、本予算案に賛成討論の論旨を述べることでございますけれども、ずっと本日、9番議員反対、私賛成討論と、相当年数前、9番議員のお父上と反対討論でやったことを思い浮かべながらね、非常に9番議員の父上さん優秀な議員さんでいらっやって、私まだ新人1~2年目のころでし

たから、それ相当に勉強しなければ、本当に賛成討論の論旨になり得るのかということをおもいつつ、賛成討論をさせていただいた経過が今思い出されております。

特に、この議会の中で当選したときに、反対討論の方が非常に優秀な議員さんいらっしゃって、論旨もきちっとして一つのパリシーがありアイデンティティがあり、しかしながら、それでいて賛成多数で何回も議会が多数議決をされた、そこには非常に若い議員としてね、非常にそれでいいのかと、住民に説明がつくのかという思いでね。

だから議長も過般言ってるように、そうではないときは、議席に在住する副議長がそのことを状況を政治判断をして討論してるということをおね、それはとりもなおさず議会の権能なんですよ、やっぱりね、立場の違いはあっても。

今、持ち家手当の論旨の中に9番議員もおっしゃってましたけどね、500円ずつ落としていってという話ですね。先ほど答弁聞いて町長の答弁では、未来永劫そんなことを支持するなんていうことをおっしゃってませんよね。そんな三十何年なんていうことをかける自体が、もう今はそんな時代ではありません。

やっぱりこれは一定の中での職員の皆さん方も、やっぱり時代のニーズに応じて恐らくそういう種のもの、人事院勧告があるとなかろうとね、きちっとやっぱり政策整理すべきものだし、すべきことだと私は思うんですよ。

理事者もその辺は、先ほど答弁ずっと聞いておりましたら、今回の要するに労使合意に至らず、今回の人事院勧告を遵守せず提案したという経過でしたけども、9番議員の質疑に答弁に答えては、そんな何だかんだ守らなきゃならんとか、未来永劫、少なくとも私が首長やってる間って、そういう言い方は一切おっしゃってませんで、むしろ9番議員の指摘に対してね、柔軟に、かつ適切に答弁されたのかなという認識しております。

したがって、9番議員おっしゃるように三十何年もかけてなんて、そんなことではなくて、一定のそれは職員の皆さんも、同じ住民の1人としてまちづくりを考えた上で、どのこのことがね、政策がチョイスすべきなのか、あるいは得ているものを出すべきなのか。

だって考えてごらん下さい、あなた方大幹部やってたころ、もう手当って、何だか特殊勤務手当、たくさん通って支持したじゃありませんか。前の3番議員さんの関係というのね。ただども今はほとんどないですよ。

当時、財務をやっていたときに、勤務手当のネーミングを覚えるのに苦労したぐらい数あったんですよ。そうですね。何でこの職場に最初に入ってそんな手当が出るのっていう思いで、そしたら我々だって、生きてたら生存手当だっただけかなきゃならんぐらいた、何も仕事しなくたって。それが生活保護になるのかどうか、私よくわかりませんけどね、そのぐらい手当ありましたよね。

それは時代の要求とやっぱり財政状況とね、やっぱり住民の経済、もろもろ含めて政治判断するんですよ。それはやっぱり労働組合、職員労働組合の皆さん方もきちっと政策判断してる。

したがって、今の論点にしているこの問題だって、そんな三十何年でなくたって、もうそれははっきり一定の結論は、片方で表現は適切でないことを重々申し上げて、得るものが金額に換算することよりも、例えばこの状況の中で地域振興がないったら、商品券だっどと、これは人勧の問題先に出ましたんで、一定の給料下げられるよ、期末手当も勤勉手当も下げられるよってわかってるわけですから、それでもその先手を打って、やっぱり職員組合の皆さんは適切に対応してるということをお考えたときに、私はやっぱり政策というのは、ともに総合的に政策判断を私はあつてしかるべきだなと、このように思ってるんですよ。

したがって、今回の場合はそういう状況に

まだ至っておりませんが、そういうことを総合判断して国保議案に対して賛成討論の論旨を述べてますので、これ以上詳細に述べませんが、以上申し上げて、本予算案に対する賛成の論旨といたすところでございます。

議長（吉田敏男君） 他に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第120号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第120号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。これで本日の会議を閉じます。

平成21年第8回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時45分 閉会

平成21年第8回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員